

大

第4号様式

流財活第 39 号
令和5年 6月28日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年2月16日付け、流監第122号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和5年2月16日・流監第122号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
総務部財産活用課	意見	重要物品現在高通知書については、財務規則第283条に基づく会計管理者への通知が適切に行われるよう、必要に応じて財務規則の見直しも含め、その通知方法について検討し、全庁的に周知されたい。また重要物品現在高通知書の内容が、公会計管理台帳システムの記録及び物品調書、各重要物品の現況とそごが生じないよう、併せて各課に指導されたい。	物品の異動情報については、これまでの通知文に加え、「物品の報告及び確認方法について」を追加し、周知しました。さらに公会計管理台帳システムの記録及び物品調書等の現況について、改めて各課に個別に確認し、加えて公会計管理台帳システムから物品調書を抽出できるよう調整しました。また、その物品調書の根拠となる個別票を重要物品現在高通知書に添付することにより互いの資料にそごが出ないようにしました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。